

新型コロナウイルス感染被害見舞金について

日本歯科医師会は、5月28日の第15回理事会において新型コロナウイルスの感染による影響が全国規模で拡大したことを踏まえ、会員歯科診療所の歯科医師やスタッフが感染し休業を余儀なくされた場合、令和2年度の時限措置として、見舞金を給付することを決定しました。

■ 申請要領 ■

- 【給付要件】 会員歯科診療所の歯科医師やスタッフが新型コロナウイルスに感染し、休業を余儀なくされた場合になります。
- 【見舞額】 20万円
- 【申請手続】 会員歯科診療所の属する都道府県歯科医師会が、「新型コロナウイルス感染被害見舞金申請書」に必要事項を記載の上、当該歯科診療所の歯科医師やスタッフの新型コロナウイルス感染陽性を示す診断書の複写を添付し、日本歯科医師会に提出してください。
- 【審査・送金】 日本歯科医師会理事会の審査・承認を経て、当該都道府県歯科医師会に送金します。
- 【申請期限】 申請書の提出期限は令和3年3月31日までで、日本歯科医師会必着。

「母子保健事業等の実施に係る自治体向け Q&A（令和2年6月2日時点）」

厚生労働省は6月2日、緊急事態宣言の解除を踏まえて、事務連絡「母子保健事業等の実施に係る自治体向け Q&A（令和2年5月1日時点）」を改正しました。

新たな事務連絡では、1歳6か月児歯科健診、3歳児歯科健診、母子歯科保健事業等の歯科健診実施における感染症対策の留意点について「マスク、フェイスシールド又はゴーグル、グローブを着用することのほか、健診器具として使い捨ての歯科用ミラーを利用することや口腔内を術者の手で直接触らないようにダブルミラーを利用することも考慮することが望ましいこと」「幼児の頭部を術者の膝に乗せる際に使用するバスタオル等については、使い捨てのペーパータオル等に変更することが望ましいこと等」について、地域の歯科医師会等と協議の上、感染リスク低減に努め、安心・安全な事業運営に留意してほしいとしています。

また、5月26日に発出した「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた各種健診等における対応について」にある母子保健法第12条第1項に定める健康診査について、延期等により受診できない乳幼児に別の機会を設けることへの対応に係る同省の考え方を示しています。

都道府県歯科医師会宛ての各通知は、日歯 HP 内の「新型コロナウイルス感染症について」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルーム（<https://www.jda.or.jp/member/>）に掲載しています。



歯科医師向け

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 小山茂幸
本ニュースレターに関する問い合わせは、
03-3262-9322（広報課）にご連絡ください